

施設修繕随意契約結果表

令和6年4月～令和6年6月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	市民局 市民生活部 コミュニティ推進課
件 名	さいたま市サウスピア入退館管理システム改修修繕
履 行 場 所	さいたま市南区別所7丁目20番1号
契 約 締 結 日	令和6年6月10日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	ホーチキ(株)
契 約 金 額 (円)	2,948,000
随意契約によること と し た 理 由	センター装置から、各階の管理盤を経由し、各ドアのテンキーまで一体で作動するシステムがパッケージで構築されており、センター装置の更新は、システムを構築したホーチキ株式会社しか実施できません。センター装置と管理盤等は密接不可分の関係にあるため、他者で実施する場合には、センター装置だけでなく管理盤等の入替も必要で、大掛かりな工事が必要となります。 無理に、同一施行者以外の者にセンター装置のみの更新をさせた場合には、使用に著しい支障が生じる恐れがあることから、株式会社ホーチキと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市グリーンセンター大崎保護継電器修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和6年5月21日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	(株)明電エンジニアリング 北関東支店
契 約 金 額 (円)	6,358,000
随意契約によること とした理由	当施設の受配電設備は当該業者が製造したものであり、特高受電盤及び高・低圧配電盤用の保護継電器も同様に当該業者が製造している。当施設の電気系統に不具合が生じたとき、保護継電器が正常に働かなければ、その影響が施設内だけでなく電力会社の維持管理する特別高圧電線路やその送電設備にまで及び損害を与える可能性がある。その場合、広範囲にわたり停電するなど、市内外に影響が及ぶことが予想され、施設の損害に対する金銭的な損失とともに市の施設の信用に著しい影響を及ぼす恐れがある。よって、関連設備全体の構造・性能に精通した業者に一貫して請け負わせる必要があるため、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却施設定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和6年5月30日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	川崎重工業(株)
契 約 金 額 (円)	353,100,000
随意契約によること とした理由	クリーンセンター大崎は平成8年3月に川崎重工業(株)が設計・施工したごみ処理プラントで、周辺環境へ与える影響を極力低減するために国の排出基準に比べより厳しい公害防止条件に対応した施設として整備したものである。ごみ処理プラントは多くの機器で構成されており、廃棄物処理施設の中でも設計・施工したプラントメーカーの多くの機器で独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれたもので、その性能を維持するためには適切な維持管理が必要とされている。今回修繕を計画している設備は、川崎重工業（株）製の機器で、材質等詳細な成分や詳細な形状（はめ合い部寸法など）は一切公表されておらず、他メーカーによって製作された部品を使用することは当施設の焼却性能を全く保障できず、ひいては重大な事故に繋がる恐れもある。 ごみ処理プラントが安全・確実に稼動するためにはシステム全体の機能・性能が確保されなければならない、既存設備の構造や性能に精通した業者に一体的に請け負わせる必要がある。 以上により今回の修繕箇所は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、当施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、竣工当時から当施設の定期整備修繕を請け負ってきた、川崎重工業(株)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市クリーンセンター大崎クレーンバケット定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和6年6月17日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	(株)福島製作所 東京営業所
契 約 金 額 (円)	26,533,100
随意契約によること とした理由	今回の修繕対象クレーンバケットは、クレーンバケットメーカーである株式会社福島製作所が設計・製造した独自製品である。既設の制御機器類は既設クレーンバケットの大きさ・構造・性能に適合するよう調整され、自動運転や手動操作が行われている。 当該メーカー以外が整備した場合、互換性や安定動作が確保できず、動作不良による性能低下や誤作動による衝突事故など、施設全体の稼働に係る支障が生じ、ごみの処理が出来なくなるなど、市民生活への重大な影響が危惧される。さらには、既設クレーンバケットの詳細な材質・構造は公表されておらず、特許技術を含むため、製造した業者でなければ十分な整備が出来ない。 以上の理由により、「株式会社福島製作所 東京営業所」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 西部環境センター
件 名	さいたま市西部環境センター2号炉乾燥段段落部レンガ外緊急修繕
履 行 場 所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令和6年4月18日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	川崎重工業㈱
契 約 金 額 (円)	7,590,000
随意契約によること とした理由	2号炉内部を点検した結果、乾燥段段落部のレンガを抑える金物（フロントシール）が破損し、レンガを支えていない状態となっていました。また、No.3スートブロアのドレン配管より蒸気漏れが確認できました。 上記設備が不良な状態では、対象の焼却炉を停止せざるを得ないため、当センターでの運転可能な焼却炉が2炉と限られてしまいます。その場合、可燃ごみの搬入量が処理量を超えることから、ごみ処理が滞ってしまいます。ごみピットが満杯の状態では、市民の直接搬入をはじめ、搬入自体に制限をかける必要がでてきます。また、他センターで実施している更新工事の影響で、年間を通し例年より多い処理量を見込んでいることから計画停止以外の停止は市全体のごみ処理を滞らせます。 以上のことから、川崎重工業株式会社1者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を締結しました。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 西部環境センター
件 名	さいたま市西部環境センター定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令和6年5月30日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	川崎重工業㈱
契 約 金 額 (円)	272,800,000
随意契約によること とした理由	当センターは、川崎重工業株式会社が設計・建設したごみ処理施設で、平成5年4月より稼動しております。ごみ処理施設は多くの機器で構成されており、設計・建設したプラントメーカーの多くの特殊技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれているため、性能を維持するためには、施設の構造や技術等に精通した業者の適切な維持管理が必要とされております。 当修繕は、消耗品の交換を含む分解整備が主となる修繕であり、劣化状態から適切な処置、余寿命診断等行い実施しています。そのため、既存設備全体の構造や性能に精通し、これまでの実績から培った経験を発揮できる業者に請け負わせる必要があります。 また、既設の焼却炉をはじめボイラー等の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、設備の使用に著しい支障を生ずるおそれがあります。 以上のことから、川崎重工業株式会社1者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結しました。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 東部環境センター
件 名	さいたま市東部環境センター定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区大字膝子626番地1
契 約 締 結 日	令和6年6月17日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	川崎重工業㈱
契 約 金 額 (円)	185,900,000
随意契約によること とした理由	東部環境センターは、昭和59年7月に川崎重工業株式会社が設計・建設したごみ処理プラントで、周辺環境へ与える影響を極力低減するために国の排出基準に比べより厳しい公害防止条件に対応した施設として整備したものである。 ごみ処理プラントは多くの機器で構成されており、廃棄物処理施設のなかでも設計・建設したプラントメーカーの多くの特殊技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれたもので、その性能を維持するためには適切な維持管理が必要とされている。 今回修繕を行う焼却炉・ボイラー・排ガス処理設備・発電設備等はごみ処理プラントの重要部分にあたり、運転中は常に高温・高圧・悪環境で稼動する部分である。しかし、当施設に合致する部品・耐火材等は川崎重工業株式会社が取り扱っている製品のみであり、材質等詳細な成分や詳細な形状（はめ合い部寸法など）は一切公表されていない。このため、他のメーカーによって製作された部品を使用することは当施設の焼却性能を全く保障できず、ひいては重大な事故に繋がる恐れもある。 また、ごみ処理プラントが安全・確実に稼動するにはシステム全体の機能・性能が確保されなければならない。そのため定期整備においては、既存設備の構造や性能に精通した業者に一体的に請け負わせる必要がある。さらに、運転計画、焼却炉の定期整備に費やせる期間が限定されるため、停止期間を最短化し、且つ確実な履行を求めるには当該施設に熟知している必要がある。 以上より今回の修繕箇所はごみ処理プラントの性能を維持するための重要部分であり、且つ施設を設計・建設したプラントメーカーのみが取り扱う製品も含まれることから川崎重工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 東部環境センター
件 名	さいたま市東部環境センターボイラ給水ポンプ外修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区大字膝子626番地1
契 約 締 結 日	令和6年6月24日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	(株)西島製作所 東京支社
契 約 金 額 (円)	4,180,000
随意契約によること とした理由	今回修繕するボイラ給水ポンプ及び脱気器給水ポンプは、焼却により発生した廃熱を吸収するためのボイラ水及び復水を補給・循環させる機器であり、ボイラ設備の中でも重要な機器に該当する。 更に、当該機器は施設運転中常に稼動しているため、内部の摩耗・損傷が激しく、性能を維持するためには定期的な整備を行う必要がある。 一方で、当該機器は株式会社西島製作所製であり、導入にあたっては当施設のボイラ仕様（給水圧力約2.7MPa, 給水温度約140℃等）に適合させた機器になっており、メーカー独自のノウハウで製造及び改造がなされている上、各主要部品の詳細については一切公表されていない。 このため、当該機器メーカー以外の施工で性能を維持することは困難である。 以上のことから、株式会社西島製作所 東京支社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 東部環境センター
件 名	さいたま市東部環境センター蒸気タービン設備修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区大字膝子626番地1
契 約 締 結 日	令和6年6月24日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	新日造エンジ㈱ 東日本営業所
契 約 金 額 (円)	3,300,000
随意契約によること とした理由	ごみの焼却により発生した廃熱はボイラで蒸気として熱回収され、この蒸気を利用して蒸気タービン設備は発電を行う。そのため、今回修繕を計画している既設の蒸気タービン設備は当施設の焼却炉・ボイラ仕様に適合させるため、タービンメーカーである新日本造機株式会社の特許技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれている。 また、当施設の運転計画、当該設備の整備に要する期間が年1回2週間程度と限定されるため、仮に不具合が発生してしまうと、発電が出来ないだけでなく、当施設の仕様上、焼却炉も一部停止させなければならなくなるため、市全体のごみ処理システムに影響を及ぼす恐れがある。したがって、停止期間を最短化し、且つ確実な履行が求められる。 以上より今回の修繕箇所は当施設の発電能力を維持するための重要部分であり、かつ設備を設計・製造したタービンメーカーのみが取り扱う製品も含まれることから既設設備メーカーの専門メンテナンス会社である新日造エンジ株式会社東日本営業所（同社は新日本造機株式会社のメンテナンス部門より分社後、独自技術を継承し特許に基づいた、タービンのメンテナンスを請負っている）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	教育委員会事務局 管理部 学校施設管理課
件 名	大谷小学校停電修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区大字大谷18番地
契 約 締 結 日	令和6年5月15日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	(株)丸電
契 約 金 額 (円)	9,460,000
随意契約によること とした理由	大谷小学校の停電修繕については、キュービクルに電気を引き込む電線の劣化により大谷小学校全体が停電。市内複数業者にあたったが、150mの電線の在庫がある業者が他に見つからず、緊急に修繕を要することから、株式会社丸電と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約により、締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。